

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成24年2月3日（金）

開会 13時30分

閉会 16時30分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 丹保委員長、岩崎委員、牛場委員、清水委員、真伏教育長

欠席者 なし

議事録署名者 牛場委員

4 出席職員

教育長 真伏秀樹（再掲）

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己 学校教育分野総括室長 白鳥綱重

教育支援分野総括室長 服部浩 研修分野総括室長 長野修

社会教育・スポーツ分野総括室長 田畑知治

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生 情報・危機管理特命監 倉田謙二

教育総務室副室長 助田義紀 教育総務室主幹 加藤昌伸

予算経理室長 加藤正二 予算経理室副室長 高野吉雄

教育改革室長 藤田輝久 教育改革室副室長 梅澤 裕

教育支援分野

人材政策室長 木平芳定 人材政策室副室長 出口勤

人材政策室主幹 小宮敬徳 人材政策室副室長 栗本健光

人材政策室副室長 花岡みどり 人材政策室主幹 松本忠

人材政策室主査 山脇 崇子

福利・給与室長 福本悦蔵 福利・給与室副室長 堀内英樹

学校教育分野

高校教育室長 齋藤俊彰 高校教育室充指導主事 西川俊朗

社会教育・スポーツ分野

社会教育・文化財保護室長 野原宏司 社会教育推進特命監 小島浩

社会教育・文化財保護室副室長兼社会教育主事 桜井真愛

社会教育・文化財保護室主査兼社会教育主事 奥村隆志

社会教育・文化財保護室主査 中山智子

社会教育・文化財保護室主事 伊野美穂子

スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室主幹 徳田浩一

図書館主査 加藤桂子
美術館副館長 毛利伊知郎

5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第 67 号 平成 24 年度三重県一般会計当初予算について	原案可決
議案第 68 号 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第 69 号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第 70 号 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案（教育委員会事務局職員定数関係）	原案可決
議案第 71 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 24 条の 2 の規定に基づく職務権限の特例に関する条例案	原案可決
議案第 72 号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第 73 号 三重県立図書館協議会条例及び三重県立美術館条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第 74 号 副知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第 75 号 語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決

6 報告題件名

件名
報告 1 みえ県民力ビジョン・行動計画について
報告 2 小中学校給与・旅費システムの通信回線利用に係る随意契約結果について
報告 3 三重県立学校職員の採用選考試験結果について
報告 4 指定管理者制度活用の方針について
報告 5 「第 5 回美（うま）し国三重市町対抗駅伝」の開催について

7 審議の概要

・開会宣言

丹保健一委員長が開会を宣言する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会（平成 23 年 1 月 20 日開催）審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・議事録署名人の指名

牛場委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 67 号から第 75 号まで、及び報告 1 については、県議会報告前のため非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告 2 から報告 5 までの報告を受け、非公開の議案第 67 号から第 75 号までを審議した後、報告 1 の報告を受ける順番とすることを確認する。

・審議事項

報告 2 小中学校給与・旅費システムの通信回線利用に係る随意契約結果について (公開)

(平野教育総務室長説明)

報告 2 小中学校給与・旅費システムの通信回線利用に係る随意契約結果について

小中学校給与・旅費システムの通信回線利用に係る随意契約結果について、別紙のとおり報告する。平成 24 年 2 月 3 日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務室長。

詳細については、倉田情報・危機管理特命監から報告いたします。

(倉田情報・危機管理特命監説明)

3 ページをご覧ください。まず、小中学校給与・旅費システムそのものの概要と契約の説明をいたします。

小中学校給与・旅費システムは、平成 17 年度にスタートし、公立小中学校、市町等教育委員会及び県教育委員会をネットワークで結び、各小中学校の教職員の給与・旅費及び非常勤講師報酬の各システムを、効率的な利用環境を提供することにより給与・旅費事務の効率化を図ることを目的に構築したものです。今回、ご報告する契約は、そのデータを通信するネットワーク回線の利用料にかかるものです。

2 の調達の考え方です。小中学校給与・旅費システムに係るネットワークの構築は、構築そのものについては一般競争入札により導入したものです。その構築の中で使うネットワーク回線は、株式会社 ZTV をはじめとする県内のケーブルテレビ各社のケーブル網を利用して行うものです。ネットワーク回線の利用料については、平成 17 年の構築時、その通信サービスが提供できる唯一の通信業者である株式会社 ZTV と、これは県内の各ケーブル会社をとりまとめている代表ということですが、利用契約を結び、長期期間の継続契約として毎年自動更新という形で契約の継続を行ってきたところです。

平成 23 年度にあたり、この契約についてコスト削減の観点からケーブル方法の検討を行ったところ、今回、単年度利用更新ではなく、5 年間の利用を前提とした一括契約することによりコスト削減ができる、最適であるという結論に至り、平成 24 年度から 5 年間、株式会社 ZTV と随意契約を行いました。

3 の議会への報告です。本契約は議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例第 2 条第 1 項第 1 号に定める、県が貸借人となる予定価格 7,000 万円以上の賃貸借の契約に該当するので、平成 24 年度、この 2 月 15 日からですが、三重県議会第 1 回定例会に報告をする予定です。

随意契約の概要です。見積り合わせの結果は以下のとおりということで、契約者は株式会社 ZTV、見積価格、契約額ですが、1 億 9,948 万 8,000 円、税抜き価格です。契

約期間は平成 24 年 2 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの契約です。

4 ページの今後の計画をご覧ください。この小中学校給与・旅費システムに係るネットワークの全体については、平成 28 年度にこのシステム全体の再構築を考慮しており、そのための調査を平成 27 年度に実施をする予定です。また、再構築にあたっては、一般競争入札の導入により透明化を図ることに努めてまいります。

6 の向こう 5 年間の回線使用料の比較ということで、従来の単年度自動更新の契約でいくと、5 年間については、合計で 3 億 200 万円余という金額になりますが、新しい契約では税を含んだ額で 2 億 946 万円になります。約 9,000 万円の減額ができるということです。これが契約の概要です。

1 ページをご覧ください。以上の内容について議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高める条例第 2 条の規定に該当するというので、このような形で議会に報告をしたいと考えています。

【質疑】

委員長

報告 2 はいかがでしょうか。

岩崎委員

結局、給与・旅費のシステムは教育委員会として独自のネットワークを構築しているということですか。

情報・危機管理特命監

ネットワークそのものはそうです。

岩崎委員

ですね。例えば、県庁が知事部局で出先機関とかを結んでやっている情報網とは別立てで独自に組んでいるということになるのですね。それはいいという話になりますか。

情報・危機管理特命監

公立学校ですので、設置者自体が市町になり、そのシステムは別立てで作っていることになっています。

岩崎委員

これで年々、過去の旧契約が減っているのは、小中学校が統廃合で減っていつているということですか。

情報・危機管理特命監

減らしているのはそうです。単価かける拠点数という形になりますので、拠点数が少なくなるからそうです。

委員長

ZTV というのは通信サービスが提供できる唯一の通信事業者と書いてありますが、このことについて説明をお願いします。ほかには無いということですか。

情報・危機管理特命監

ケーブルテレビの回線を使っているということで、ケーブルテレビ各社 9 社ありますが、それらと実質的には契約を結んでいるわけで、代表者として ZTV がとりまとめている状況です。

真伏教育長

17年度にはZTVになったということではないのか。今、ネットワークならいろんな会社がどんどん入り込んで来ている。ところが、17年度はZTVが唯一県内のネットワークを作っていたという意味ではないのか。今ならNTTもあるし。

教育総務副室長

17年度のシステムはケーブルテレビ会社等で構築しており、そのときからZTVが管理者として県内のケーブルテレビ網をとりまとめたということです。

教育長

今ならほかにもあるということでもいいのか。現時点でもやっぱり一緒か。

教育総務副室長

はい、一緒です。

岩崎委員

ケーブルテレビを利用しているネットワークだから、ZTVさんが管理者となっていることですね。

教育長

逆にケーブルテレビではなく、通常の家を持っているのがあがる、あれではできないのか。

教育総務副室長

例えば中部電力の光の回線とかNTTの回線とかですね。今、平成17年度に構築した回線を使用する限り参入はできません。

教育長

全く新しく作り替えるなら別けども、今までのものをということであればZTVしかないということね。はい、分かりました。

副教育長

今回は4ページの今後の計画のところ、今度のZTVのケーブルテレビ網へ乗せない場合は、もう一度システムそのものの構築を検討し直すというか。

委員長

今の段階ではそれは考えていないということですね。次回、考えるということですね。

副教育長

時間的に間に合わないこともあり、コストが高いだろうという、SEのシステムエンジニアから取った見積もりではそういうふうになっています。

委員長

もう1つ、5年契約にした場合に、なぜこんなに安くなるというのは大体想像はつきませんが、説明できますか。

教育総務副室長

今までは1年1年の単年度方式で、三重県側が打ち切ると言えば、その場で打ち切ってもいいという契約でした。通信会社としてはそれでは不安定だという話もあり、では長期的にすれば、このぐらいの額でもいいというご提案があったので、それだけ安くなったと考えております。

委員長

分かりました。長期にするので値引きをしてくださいますということですね。そのほうがお互いということですね。分かりました。

あと、よろしいですか。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

報告3 三重県立学校職員の採用選考試験結果について（公開）

（本平人材政策室長説明）

報告3 三重県立学校職員の採用選考試験結果について

三重県立学校職員の採用選考試験結果について、別紙のとおり報告する。平成24年2月3日提出 三重県教育委員会事務局 人材政策室長。

1ページをご覧ください。2種類あり、三重県立学校の実習助手の採用選考試験が1です。1月7日土曜日ですが、筆答試験、小論文、面接試験を実施しました。申込者数合計95名、受験者数74名、合格者数16名ということで、その下に一般選考、それから、従来から障がい者を対象とした特別選考という2つの枠組みで実施しておりました。

一般選考ですが、高等学校の申込者数、受験者数、右に合格者数ということで、理科では最終合格者数4名で合格通知を出したところです。

ただ、水産の機関は今年度残念ながら申込者数が無かった状況で、昨年度も同じ試験をして3名あったのですが、今回無かったと。ただ、工業の電気・電子が昨年度は申込者がなかったのですが、今年度は多数応募いただいたという状況です。

それから、その下の障がい者を対象とした特別選考は、昨年度は応募がなかったのですが、今回は1名の応募があり、特別支援学校の自立活動を行うための実習助手ということで、1名の受験者数に対し合格者1名としたところです。

2番の三重県職員（機関士）採用試験と書いていますが、水産高校が所有しています実習船しろどりの運行に必要な技術職員として採用したいということで、同様に1月7日に試験を実施しており、申込者数4名で当初の予定の2名を合格としたところです。

【質疑】

委員長

報告3はいかがでしょうか。

牛場委員

うれしいですね、機械系で電子・電気の受験者数が7名と13名出ていますものね。

委員長

この募集人数は各々何名なのですか。

人材政策室長

この合格者数が理科なら4名ありますが、そのところが募集人数ということです。

委員長

4、2、4、3、0ですか。

清水委員

0のところはあったわけですね。

人材政策室長

水産は1名です。

清水委員

1名を募集したが、該当者がなかったと。

委員長

後は募集者と同じということですね。分かりました。

岩崎委員

そのゼロは4月以降、困らないのですか。

人材政策室長

正規職員という形で決めることができませんでしたので、臨時的な任用という形で、当然業務がありますので、臨時職員という形で任用して業務にあたっていたかと思っています。

岩崎委員

なぜゼロだったのか。

人材政策室長

この水産的というのが専門的な部分で、元々人数的に少ないというところはあるかと思いますが。

委員長

よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告4 指定管理者制度活用の方針について (公開)

(野原社会教育・文化財保護室長説明)

報告4 指定管理者制度活用の方針について

指定管理者制度活用の方針について、別紙のとおり報告する。平成24年2月3日提出
三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護室長。

報告の内容については、社会教育推進特命監小嶋よりいたしますので、よろしくお願いいたします。

(小嶋社会教育推進特命監説明)

それでは、1ページをご覧ください。指定管理者制度活用の方針の内容に入る前に、少し前置きの説明をします。

教育委員会では県立鈴鹿青少年センターと県立熊野少年自然の家の2ヶ所の青少年教育施設を所管しています。いずれも現在指定管理者制度を導入しています。指定管理の期間が平成24年度で両方とも満了するということで、その次の指定管理者の選定を来年度平成24年度に行う予定です。

そこで、次期の指定管理期間の指定管理料の上限を定めるため、債務負担行為の設定の予算案を県議会に提出する予定です。お手元の活用の方針という資料は、指定管理者

制度活用方針、これは債務負担行為設定の予算案を提出する歳の議案の補充説明という対応です。

この指定管理者の指定の手続きについては、県庁統一的に取扱要綱で定められているものです。

それでは、中身についてご説明します。1の指定管理者を更新する施設は、先ほど申し上げた2つの施設です。現在の指定管理者、鈴鹿は財団法人三重県体育協会、指定管理期間が平成21年4月1日から25年の3月31日までで、第2期目です。もう1つの熊野自然の家については、指定管理者は有限会社熊野市観光公社、指定管理期間は平成22年4月1日から平成25年3月31日までで、第2期目です。

2の制度活用にあたっての基本的事項、以下、ご説明しますが、まず、活用の目的、期待する効果ですが、それぞれの施設の効用を最大限に発揮してサービスの向上と経費の削減を図ることにあります。

業務内容は、(ア)具体的な主催事業の実施、研修の支援、(イ)運営に関する業務、ここには書いてないですが、例えば受入、食事、寝具の提供、広報といった業務です。

(ウ)維持管理に関する業務、(エ)利用許可等に関する業務、(オ)料金の収受に関する業務といったことです。

(3)利用料金制採用の考え方ですが、利用料金を指定管理者の収入として収受する制度で、これまでと同様です。

(4)指定の期間は5年です。取扱要綱では1期目は3年ないし5年程度が適当であり、2期目以降は5年程度と定められています。

(5)施設別の基本的事項ですが、ここからは詳細には3ページをご覧ください。基本の形で一覧にしています。最初に、施設の設置目的はそれぞれ県条例のとおりで、青少年の集団宿泊研修をさせることで心身共に健全な青少年の育成を図ることが目的です。次の施設運営の基本的な方向、運営方針ですが、この施設の運営にあたっては主体と連携しながら体験学習の機会の拡充を図っていくことを、次期の指定管理では特に重視して取り組んでいきたいと考えており、新しく付け加えた部分です。

その次の施設の概要は、従来と変更はありません。

次の成果目標は2項目あり、まず、施設の延利用者数は、施設全体の利用状況を示すものということで、引き続き、資料として使用したいと思っています。鈴鹿の7万3,300人という数字は、平成22年度の実績が6万8,521人という数字で、この実績をベースに今後、いろいろな団体に働きかけたり、主催事業を充実したりといった取組を新たに評価することにより、増加を見込める分を上積みしたうえで成果目標7万3,300人を掲げました。

熊野のほうも施設延利用者数2万7,500というのは、実績として22年度は2万4,124人という実績でしたが、こちらにも実績に加えて取組を評価するということで上積みをして2万7,500という数字を目標として掲げています。

定員稼働率ですが、これはそれぞれ鈴鹿青少年センター、熊野少年自然の家、368、200という定員があり、その定員を分母にして、それと年間の稼働日数をかけたものが分母になり、分子が延べの宿泊人員数です。その施設の稼働を表すものとしては、従来、施設の稼働率という形で、施設の宿泊にかかわらず利用された場合はカウントしてしまし

たが、それよりも施設の受容人員に対してどの程度の宿泊利用があったのかという率のほうで、より本来の集団宿泊研修施設としての活用度が分かりやすいということで、今回からこの定員稼働率というのを掲げています。鈴鹿の26.5%という率は、22年度の実績が25.2%です。それに対して26.5%と1.3ポイントほど上積みをしています。これについては人数ベースで言うと宿泊人員として1,700人程度の増加を見込んでいます。1団体あたり、平均して50人～60人程度の規模で宿泊の利用があります。したがって、団体数でいえば約30団体程度新たな獲得をしないと、この1.3ポイントは達成できないということです。

熊野のほうは目標が17%、22年度の実績は15.5%です。こちらは定員数が少し鈴鹿よりも小さいこともあり、人数ベースでいうと1,100人程度の増加をさせると17%に届くという計算です。

次に、指定管理者に支払う施設管理費の上限額です。鈴鹿青少年センター、3億2,500万円余、熊野少年自然の家、2億600万円余という額ですが、これについては年度の平均で言うと、鈴鹿は6,580万円ぐらいです。ちなみに今期の指定管理料は約6,500万円ということで、70万～80万円程度の減となっています。熊野のほうは平均で言うと、今期が4,300万円強、次期は4,120万円程度と180万円程度の減になっています。この次期の指定管理料の増減の設定の考え方は、平成22年度の実績をベースに次期の指定管理期間で新たに組み込んでもらいたい事業、あるいは、施設整備の経年劣化により発生する修繕の増加度といったものを折り込み上積みしています。トータルで減となったのは、それぞれの施設において平成22年度に僅差の収支差額が発生しており、その分は差し引いた額をベースに考えたためです。

2ページに戻っていただき、3の指定管理者の募集及び選定に関する事項です。まず、募集の方法は、より多くの応募をいただきたいということから、公募により選定します。選定委員会の構成、委員選定の視点は、ここにある内容は県の統一的な考え方を踏襲しており、その中でこの施設だからこうなったという部分は、学校教育関係者、社会教育関係者、社会教育に関する見識を有する者といったところが、この施設ならではの選定の視点です。社会教育関係者と社会教育に関する見識を有する者の違いは、社会教育関係者は、社会教育を現場で実践している方を想定しています。見識を有する者としたところについては、例えば大学で研究している方を想定してこういう表現をしました。

それ以降、(3)については従来どおりで、この辺の選定基準の考え方については、これも県全域的に定められている内容を踏襲しています。

4の今後の日程に関する事項ですが、この2月に平成24年の第1回の定例会の2月会議で債務負担行為設定の3議案を提出します。その後、年度が明けて6月に選定委員会を開催し、その後、募集開始と。秋には途中での選定状況の報告を議会に行い、11月ごろに候補者を決定し、11月会議に指定議案を提出といった予定でそれぞれ進めたいと考えています。

委員長

報告4はいかがでしょう。

2ページの3の(3)です。そこに書いてある3行目に、「県は選定委員会の審査結果を聴いた上で」という、この県というのは何を指すのですか。

社会教育推進特命監

県教育委員会です。

委員長

県というのは普通、教育委員会を指すのですか。これを読んだ場合に、教育委員会と読めるかなという気がしますが、県というのがそういうふうに読めるかどうか。皆さんはお分かりでしょうか、一般の方は分かるかなという気がしたのですが、少しその辺検討しておいてください。

社会教育推進特命監

ここについても、県統一の指定管理者制度の取扱要綱上の表現で実施されたもので。

委員長

それは先ほど伺ったので、多分そうだろうと思いますが、誤解を受けるのではないかとこの気がするのですね。検討していただければと思います。非常に複雑で直しにくいのであれば構いませんが、なるべく誤解を受けない表現のほうがいいのではないかと思いますので。そういうことでお願いしたいと思います。

もう1つ、成果目標が気になるのです。17%とか26%というと、外部から見るとすごくサボっているように見えるのですね。これでやると宿泊しないような活動は全部無視されてしまうような気がしますので、その辺はどうかという心配をしています。せっかくがんばっているのに、17%ではけしからんとか、26%はけしからんということになりはしないかというような心配をしますが、その辺の見通しをお願いしたいと思います。

社会教育推進特命監

例えば鈴鹿のケースですと、定員稼働率100%にしようと思うと、定員が368人で営業日数が353日ということで、約13万人の宿泊が必要です。それに対して、現在の宿泊が3万数千ということで、先ほどもご説明しましたが、1ポイント高めるのに1,300人の宿泊が必要になります。委員長が言われるように、この数字だけを見ると確かに低いように感じられる方がいるかもしれませんが、同種の他県の類似施設あるいは民間の同規模の旅館のような稼働率といったものを参考にしたところ、この率は特段飛び抜けて低い数字ではなかったもので、この数字でご理解いただけるかと思っています。

田畑社会教育・スポーツ分野総括室長

少し付け加えますと、今回、成果目標を何にするかということで、かなりいろんな諸施設を調べました。宿泊施設の場合は、先ほど申し上げたような定員稼働率が、一般的にはほかの県の同種の施設でも使われている数字であるということが分かりましたので、それで共通的に物差しにする必要があるということが1つです。

それと、おっしゃったように確かに25とか17という数字自体がいかげなものかということもありますが、現状を踏まえて他県でもいろんな立地の条件を見ると、高いところもありますが、苦戦しているところもありますので、その中でできるだけ意欲的に新たな事業に取り組んで設定した数字が、結果としてそれが伸びてないという印象を持たれるかも知れませんが、今回の場合の目標として挙げたところです。

委員長

目標そのものにクレームをつけているわけではなく、こういう数字が一人歩きすると危ないので、先ほど説明があったようなことをぜひ付け加えるなりしないと誤解を受け

るのではないか。今、財政的にあっちこっち厳しいですね。そうするとどこかを減らそうという議論になったときに、こういう数値が一人歩きして簡単に減らされてしまうことが起こらないように、ぜひお願いしたいということなのですね。説明的に上手に説明していただきたいと思います。

岩崎委員

鈴鹿青少年センターの場合は2期目が来年終わるということですね。そうすると既に1期目は終わって体協さんに引き続き2期目をやっていて今ということですが、そうすると1期目2期目の指定管理者に対してのモニタリングの結果、こういうふうな要求水準や仕様書を変えようというような話があつて今の2期目だろうと思いますが、そこで2期目はそれをクリアしているのかと、今度は2期目のモニタリングの結果の特徴的なことで、今回の基本的事項に反映されたことはあれば教えていただきたい。

社会教育推進特命監

指定管理者の運営状況の確認は毎年度行っており、9月の議会に報告をしているところですが、今期は、例えば管理業務については、弾力的に運営体制を2交代制にしたり、受付時間を拡大したりといったことで利用者サービスの向上に努めたことがありますし、例えば、通常第1月曜日が休みですが、繁忙期の春から夏にかけてはその休業日を取りやめて、施設の利用機会の拡大を図ったといったことに取り組みましたが、今期、21年度は新型インフルエンザの影響をかなり受けたり、あるいは22年度末には大震災の影響もありました。ほとんど年度末でしたが、3月は割と利用の多い時期で、キャンセルも多く発生したということで、成果目標の延利用者数は未達成になりましたが、それ以外の目標は達成したということで、2期目の全体的な取り組む状況としてはおおむね良好な管理が行われていたと思っています。

しかし、時期の目標設定にあたっては、その実績で満足することなく、より今までのリピーターを確保しながら、新しく取り組んでいく活動、具体的には地元とのもっと密着した活動も、いろいろこちらが考えていることはありますが、そういったことを募集要項に詳しく盛り込みながら募集をしていきたいと思っています。

岩崎委員

それが仕様書の中に含まれていくという考え方でよろしいでしょうか。

1点気になっていたのが、指定管理料の中で経年劣化の部分をどう見込んでいるかという話ですが、これはリスク分担で、大規模修繕は県という仕分けはしていますね。

社会教育推進特命監

協定上では100万円以上は協議のうえでということですが、一応県が負担すると。それ以下は指定管理者の負担という考え方です。

岩崎委員

確かこれは両方ともかなり施設は古いのでしたね。鈴鹿に行ったことはありますが、修繕計画も大分見込まなければいけないことになるのですか。

社会教育推進特命監

修繕の計画については、毎年度内容を少しずつ更新されていくのですが、指定管理者から優先順位をつけて提出してもらい、県としては通常の修繕予算以外に大規模なものに対応する大規模臨時的経費の予算取りという制度があるので、それで将来、3ヶ年程

度の計画を要求していき予算獲得しているという取り方もあるので、それに反映するように毎年度優先順位をつけた修繕計画を出してもらっています。

委員長

よろしいでしょうか。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

報告5 「第5回美（うま）し国三重市町対抗駅伝」の開催について（公開）

報告5 「第5回美（うま）し国三重市町対抗駅伝」の開催について

「第5回美（うま）し国三重市町対抗駅伝」の開催について、別紙のとおり報告する。
平成24年2月3日提出 三重県教育委員会 スポーツ振興室長。

資料1ページをお願いします。第5回の美し国三重市町対抗駅伝について、（1）主催はこの実行委員会の主催で開催します。今年は特別ゲストとして本県出身の瀬古利彦さんをお迎えするという事で、瀬古さんは2月18日の開会式並びに市町交流会での選手への激励、あるいは駅伝当日、2月19日ですが、朝から県庁へ来ていただき選手ともふれ合っていたかと考えているところです。

コースは県庁前から県営総合競技場です。同日に競技場で表彰式をします。本年度も29、すべてのチームからのエントリーを受け付けており、既に各市町ともその準備に取りかかっている状況です。（10）市町交流市場は県営競技場で開催をしますが、今年は25の市町から39のブース、その他の協賛の企業等も含めると50のブースの出店をいただきます。昨年25ブースなので、こういったところでも多くの皆さんに集まっていたければと考えています。

合わせて今年は、その下に小さく四角囲みがありますが、東北物産展、紀伊半島大水害復興支援募金ということで、東北物産展は現在、岩手、宮城、福島の3県の物産の即売を考えています。この内容についてはそれぞれの特産品等を、金額にすると20万円程度実行委員会で購入し、それをその場で即売します。紀伊半島大水害の復興については、ブース前に募金箱を設置すると、合わせて各市町からのメッセージの色紙も展示をしたいと考えています。

昨年が沿道で約11万人、競技場で1万人という関係者の皆さんの来場等がありましたが、今年はいろんな取組によってもっと受け入れればということで、現在、新聞・テレビ等での広報に努めていきたいと考えています。

委員長

報告5はいかがでしょうか。

これは今5年目ですが、おそらく10年ぐらい経ったら、三重県の陸上関係の底上げになるのではないかと期待していますし、最近いいですね。このことと直接関係あるかどうか分かりませんが、成績もかなり良いので非常に楽しみにしています。

もう1つは、県民が一緒になってワァーッとやるのがあまりないので、これは市町全部ですからすごくいいのではないかと毎回思っています。今年もぜひ応援に行きたいと思えますし、物産展にもぜひ行きたいと先ほども話をしていました。楽しみにしてい

ます。よろしくお願いいたします。

－全委員が本案を了承する－

・審議事項

議案第 67 号 平成 24 年度三重県一般会計当初予算について（非公開）

予算経理室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議内容

議案第 68 号 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案（非公開）

教育改革室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 69 号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案（非公開）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 70 号 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案（教育委員会事務局職員定数関係）（非公開）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 71 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 24 条の 2 の規定に基づく職務権限の特例に関する条例案（非公開）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 72 号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案（非公開）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 73 号 三重県立図書館協議会条例及び三重県立美術館条例の一部を改正する条例案（非公開）

社会教育・文化財保護室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 74 号 副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案（非公開）

福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 75 号 語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案（非公開）

高校教育室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告 1 みえ県民カビジョン・行動計画について（非公開）

教育総務室長が説明し、全委員が本報告を了承する。